

報 告 第 1 1 号

継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和5年度新居浜市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和5年度新居浜市一般会計継続費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度 継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	繰越金	左 の 財 源 内 訳		
				予算計上額	前年度通 次繰越額	計					特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎大規模改修事業	1,501,800,000	102,960,000	-	102,960,000	45,700,000	57,260,000	57,260,000	-	-	28,400,000	28,860,000
8 土木費	5 都市計画費	都市計画策定費	12,610,000	-	7,000,000	7,000,000	6,787,000	213,000	213,000	-	213,000	-	-
	6 住宅費	公営住宅建替推進事業 (第二期工事)	1,982,198,000	360,800,000	18,900,000	379,700,000	351,400,000	28,300,000	28,300,000	-	14,900,000	13,400,000	-
10 教育費	1 教育総務費	地域防災施設整備事業	716,142,000	122,500,000	-	122,500,000	26,700,000	95,800,000	95,800,000	-	-	95,800,000	-
合 計			4,212,750,000	586,260,000	25,900,000	612,160,000	430,587,000	181,573,000	181,573,000	-	15,113,000	137,600,000	28,860,000

報 告 第 1 2 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和5年度新居浜市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和5年度新居浜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度 継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳	
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				損益勘定留保資金等	翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
1 資本的支出	1 建設改良費	滝の宮送水場整備事業	円 690,000,000	円 399,895,000	円 -	円 399,895,000	円 108,464,000	円 291,431,000	円 291,431,000	円 291,431,000	円 -

報 告 第 1 3 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和5年度新居浜市工業用水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和5年度新居浜市工業用水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度 継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳		翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				企業債	損益勘定留保資金等	
1 資本的支出	1 建設改良費	工業用水道施設強化事業	円 391,000,000	円 160,000,000	円 231,000,000	円 391,000,000	円 211,645,000	円 179,355,000	円 179,355,000	円 50,000,000	円 129,355,000	円 —

報 告 第 1 4 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和5年度新居浜市公共下水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和5年度新居浜市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度 継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等	
1 資本的支出	1 建設改良費	港町雨水ポンプ場改築事業	円 1,561,000,000	円 210,000,000	円 -	円 210,000,000	円 98,119,000	円 111,881,000	円 111,881,000	円 31,500,000	円 55,900,000	円 24,481,000	円 -
		雨水ポンプ場改築事業(除塵機、電気設備等)	414,000,000	280,000,000	-	280,000,000	22,278,000	257,722,000	257,722,000	90,500,000	128,900,000	38,322,000	-
		下水処理場改築事業(自家用発電設備、中央監視装置等)	660,000,000	100,000,000	-	100,000,000	0	100,000,000	100,000,000	55,000,000	45,000,000	-	-
		雨水ポンプ場改築事業(遠隔監視設備、ポンプ設備等)	578,000,000	100,000,000	-	100,000,000	0	100,000,000	100,000,000	50,000,000	50,000,000	-	-
合 計			3,213,000,000	690,000,000	-	690,000,000	120,397,000	569,603,000	569,603,000	227,000,000	279,800,000	62,803,000	-



報 告 第 1 5 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度新居浜市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

令和5年度新居浜市一般会計繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	山田社宅整備事業	143,728,000	107,270,000	—	国庫支出金 52,440,000 市債 49,500,000	5,330,000
	2 徴税費	定額減税対応事業費	5,100,000	5,100,000	—	国庫支出金 5,100,000	—
	3 戸籍住民基本台帳費		戸籍電算化推進費	24,791,000	10,340,000	—	国庫支出金 10,340,000
個人番号カード交付事業費			105,773,000	15,650,000	—	国庫支出金 15,650,000	—
3 民生費	1 社会福祉費	価格高騰重点支援給付金支給事業費	1,713,595,000	53,171,900	—	国庫支出金 53,171,900	—
		物価高騰対応重点支援給付金支給事業費	464,588,000	127,240,665	—	国庫支出金 127,240,665	—
		介護基盤整備等事業	122,103,000	60,405,000	—	県支出金 60,405,000	—
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健推進費	32,880,000	10,980,000	—	—	10,980,000
		エネルギー地産地消推進事業費	6,860,000	350,000	—	国庫支出金 350,000	—
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費	130,096,000	79,600,000	—	県支出金 59,700,000 その他 14,380,000	5,520,000
		畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費	7,688,000	3,910,000	—	国庫支出金 1,304,000 県支出金 2,606,000	—
		ため池等整備事業	90,151,000	30,967,000	—	県支出金 23,867,000 市債 7,000,000	100,000
		跨高速道路橋耐震対策事業	24,100,000	24,100,000	—	市債 21,600,000	2,500,000
	2 林業費	別子山地区林道等開設事業	16,703,400	11,000,000	—	市債 11,000,000	—
	3 水産業費	漁港施設機能保全事業	58,191,000	45,119,000	—	国庫支出金 23,360,000 県支出金 1,920,000 市債 17,800,000	2,039,000
7 商工費	1 商工費	新居浜市新製品・新技術開発支援事業費	4,894,000	3,000,000	—	—	3,000,000
		中小企業DX促進支援事業費	8,500,000	4,000,000	—	—	4,000,000
		プレミアム付地域商品券事業費	141,630,000	138,371,678	—	国庫支出金 138,371,678	—
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業	219,922,533	8,984,000	—	—	8,984,000
		新居浜東港線側道整備事業	81,231,000	19,177,953	—	市債 17,200,000	1,977,953
		原地庄内線改良事業	60,600,000	44,000,000	—	国庫支出金 22,000,000 市債 19,800,000	2,200,000
		橋りょう長寿命化事業	277,400,000	143,405,426	—	国庫支出金 67,509,000 市債 55,900,000	19,996,426

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	2 道路橋りょう費	自転車道整備事業	5,000,000	2,141,000	—	国庫支出金 1,178,000 市債 800,000	163,000
		上部東西線改良事業（地方道）	209,300,402	108,987,061	—	国庫支出金 59,943,000 市債 44,100,000	4,944,061
	4 港湾費	港湾施設改修事業	84,000,000	42,108,333	—	市債	4,308,333
		単独港湾施設改修事業	27,000,000	15,800,000	—	市債	1,600,000
		港湾・海岸補修事業	25,000,000	14,300,000	—	市債	200,000
	5 都市計画費	上部東西線改良事業（街路）	207,500,000	130,762,448	—	国庫支出金 71,920,000 市債 52,900,000	5,942,448
		宇高西筋線改良事業（街路）	26,000,000	26,000,000	—	国庫支出金 14,300,000 市債 10,500,000	1,200,000
		公園整備事業	120,058,000	16,600,000	—	市債	1,700,000
		公園長寿命化対策事業	34,320,000	25,763,000	—	国庫支出金 12,882,000 市債 11,500,000	1,381,000
		滝の宮公園リニューアル事業	74,200,000	36,953,000	—	国庫支出金 17,867,000 市債 17,200,000	1,886,000
	6 住宅費	市営住宅改善事業	203,058,000	34,137,000	—	国庫支出金 13,807,000 市債 20,300,000	30,000
10 教育費	1 教育総務費	文化施設環境整備事業	28,709,230	4,180,000	—	その他	—
	5 社会教育費	旧広瀬邸等保存活用事業	51,171,000	51,171,000	—	国庫支出金 25,548,000 その他 25,623,000	—
	6 保健体育費	体育施設環境整備事業	271,080,000	5,423,000	—	その他	—
合 計			5,106,921,565	1,460,468,464	—	1,370,486,243	89,982,221

報 告 第 1 6 号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和5年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	円 324,336,000	円 203,143,540	円 102,630,000	円 65,000,000	円 37,630,000	円 18,562,460	円 -	計画の諸条件変更による工期延長等によるもの
		配水設備整備事業	665,210,000	290,208,450	234,972,000	148,600,000	86,372,000	140,029,550	-	関連工事の遅延等による工期延長等によるもの
合 計			989,546,000	493,351,990	337,602,000	213,600,000	124,002,000	158,592,010	-	

報 告 第 1 7 号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度新居浜市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和5年度新居浜市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備事業	円 973,944,000	円 566,331,303	円 369,422,000	円 119,742,000	円 222,800,000	円 26,880,000	円 38,190,697	円 -	地元調整等に不測の日数を要したこと等によるもの
		処理場整備事業	円 397,889,000	円 272,959,234	円 113,175,000	円 54,600,000	円 55,800,000	円 2,775,000	円 11,754,766	円 -	国の令和5年度補正予算に対応したこと等によるもの
合計			円 1,371,833,000	円 839,290,537	円 482,597,000	円 174,342,000	円 278,600,000	円 29,655,000	円 49,945,463	円 -	

議案第43号

工事請負契約について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 令和6年度清掃センター定期点検整備工事   |
| 2 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 契約金額   | 4億2,163万円   |
| 4 契約の相手方 | 福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59<br>日鉄環境エネルギーソリューション株式会社<br>代表取締役社長 鈴木 章弘 |
| 5 工事期間   | 契約の日から令和7年3月31日まで   |

提案理由

令和6年度清掃センター定期点検整備工事の請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。



参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

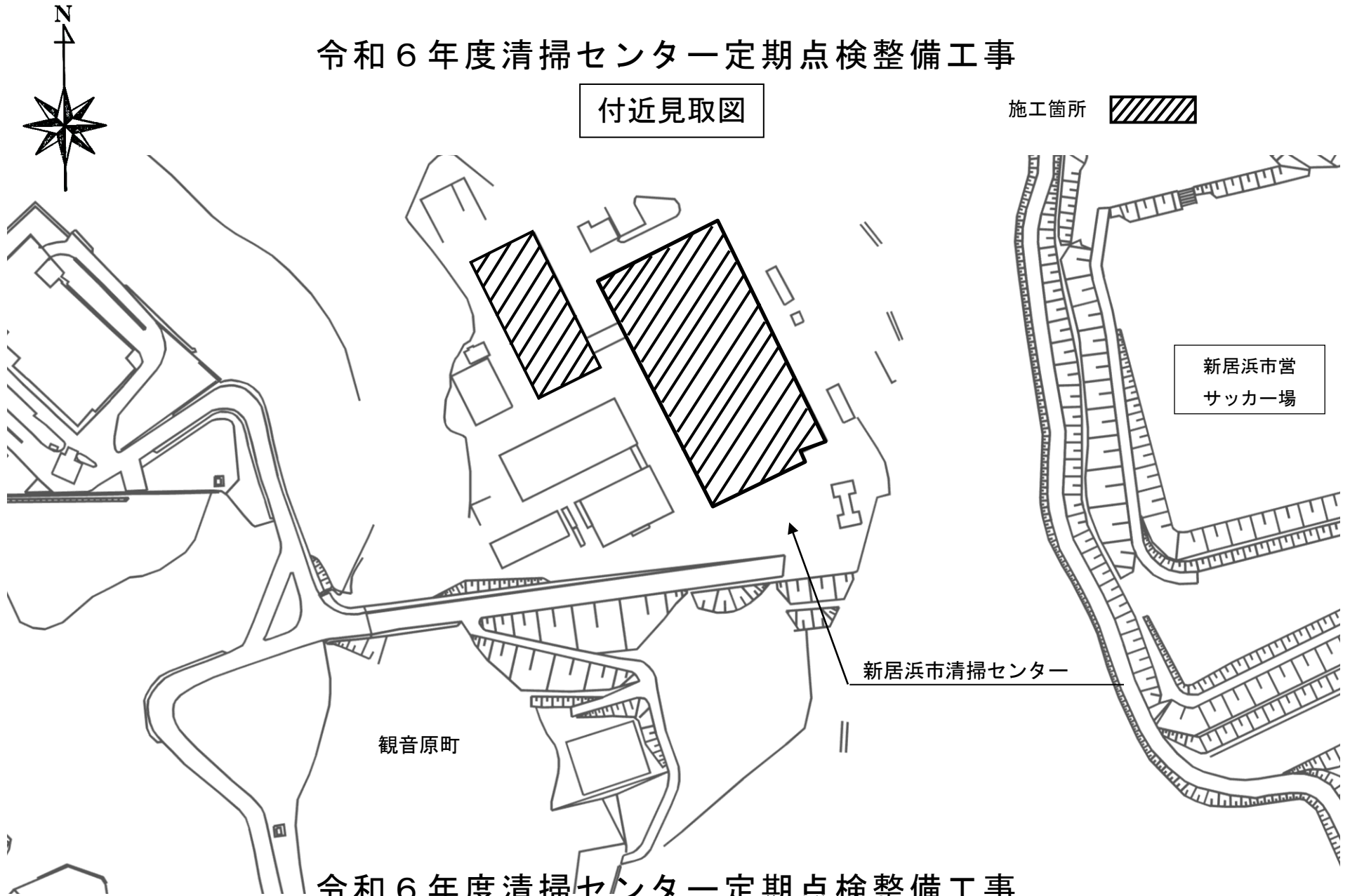
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

# 令和6年度清掃センター一定期点検整備工事

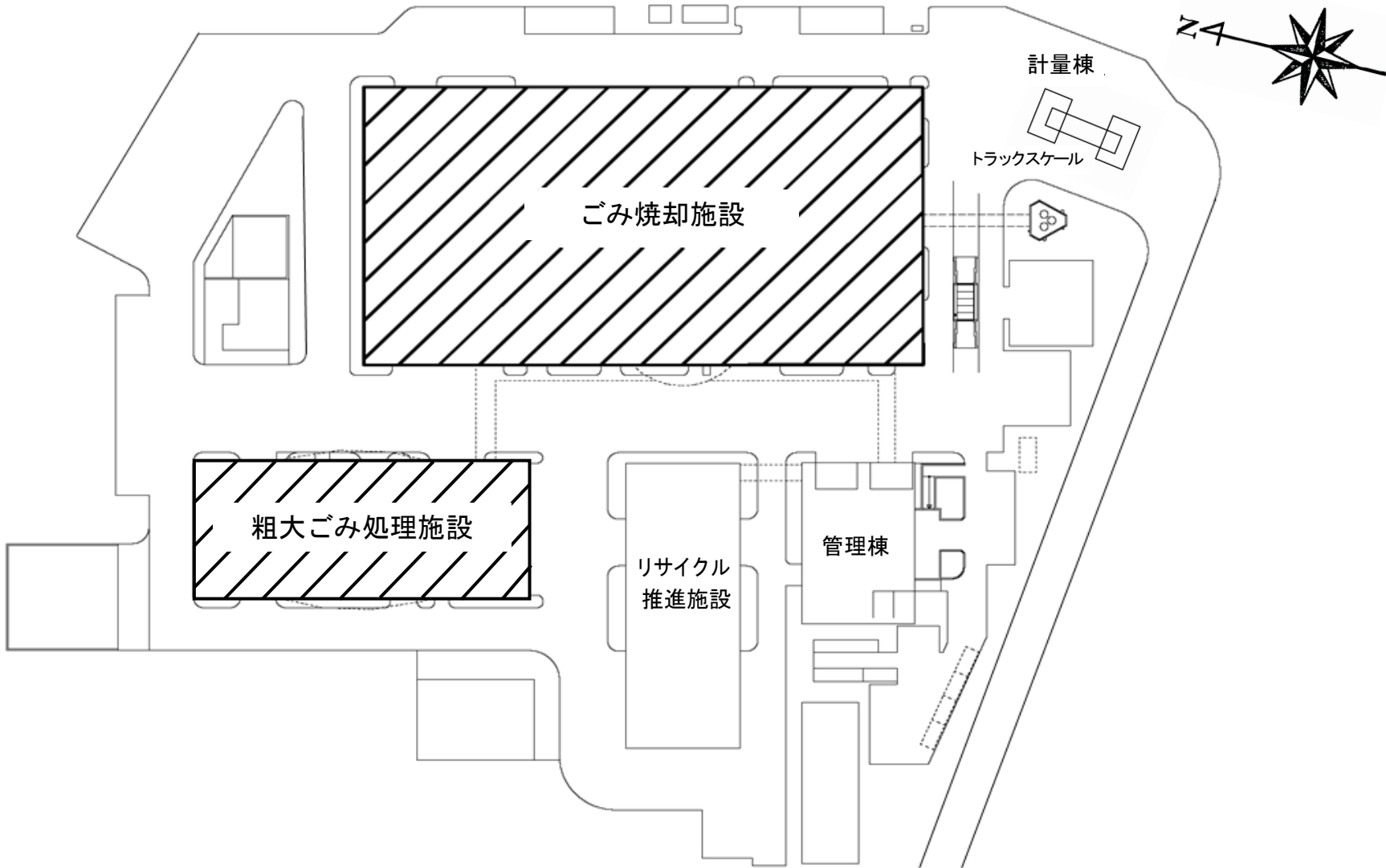
付近見取図

施工箇所 

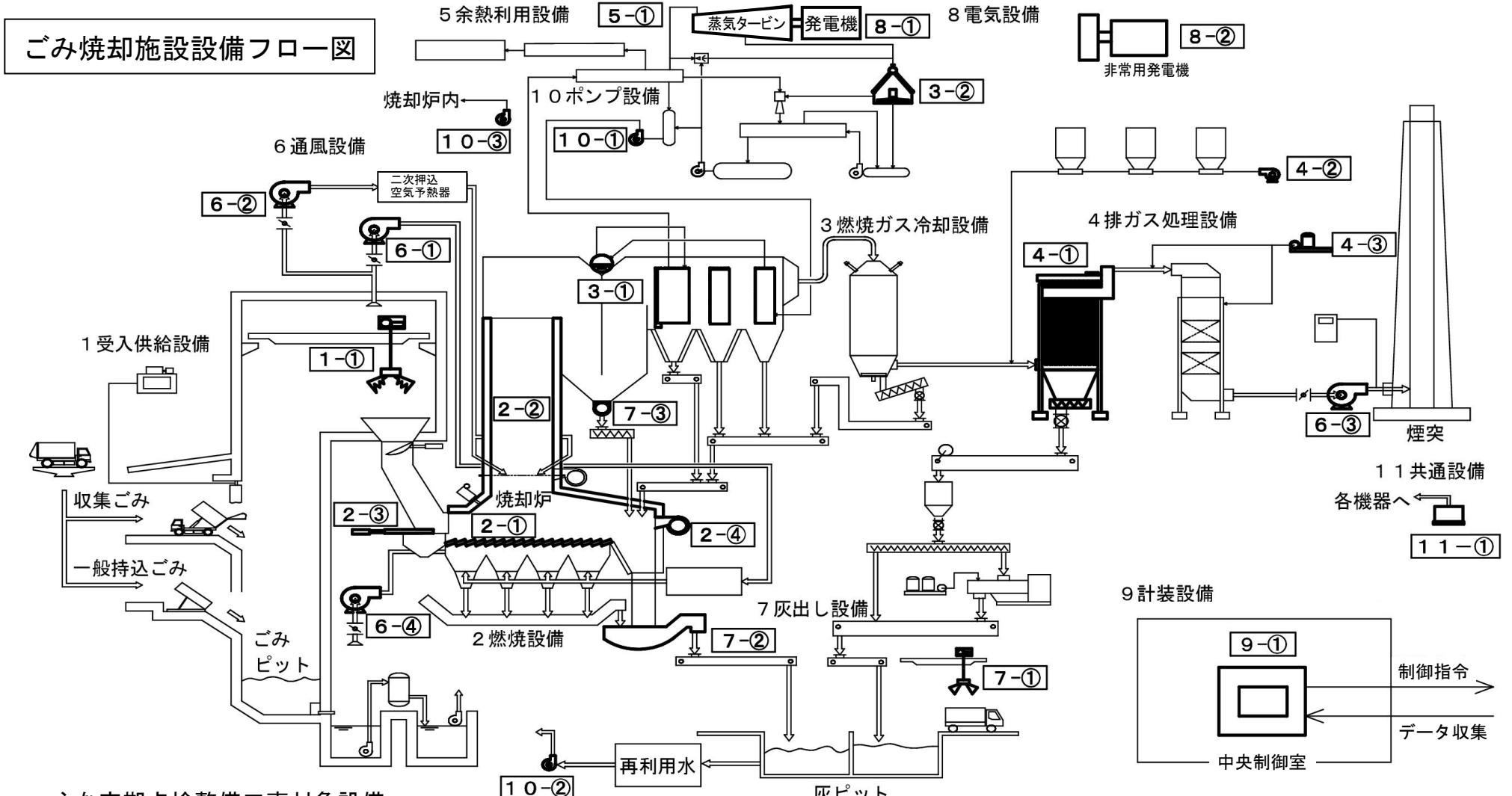


令和6年度清掃センター一定期点検整備工事

清掃センター平面図



# 令和6年度清掃センター定期点検整備工事

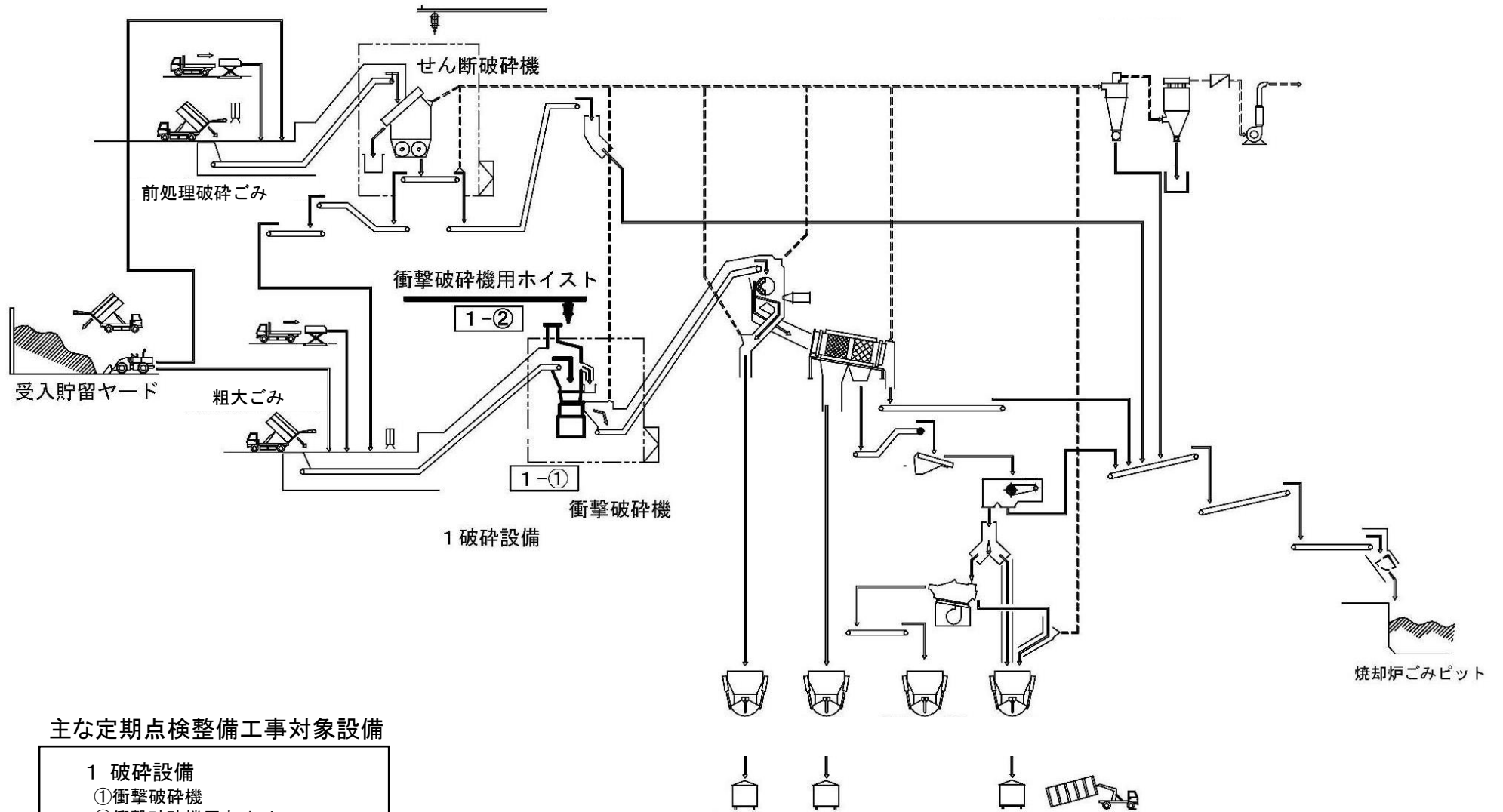


## 主な定期点検整備工事対象設備

<b>1 受入供給設備</b> ①ごみクレーン	<b>3 燃焼ガス冷却設備</b> ①ボイラ ②タービン排気復水器	<b>5 余熱利用設備</b> ①蒸気タービン	<b>7 灰出し設備</b> ①灰クレーン ②灰押出装置 ③ボイラ下ダストコンベヤ	<b>9 計装設備</b> ①分散型制御システム	<b>11 共通設備</b> ①計装用空気圧縮機
<b>2 燃焼設備</b> ①火格子 ②焼却炉耐火物 ③給じん装置 ④助燃・再燃装置	<b>4 排ガス処理設備</b> ①ろ過式集じん器 ②薬品供給ブロウ ③アンモニア供給装置	<b>6 通風設備</b> ①一次押込通風機 ②二次押込通風機 ③誘引通風機 ④シール通風機	<b>8 電気設備</b> ①常用発電設備 ②非常用発電設備	<b>10 ポンプ設備</b> ①ボイラ給水ポンプ ②再利用水揚水ポンプ ③ろ液噴霧ポンプ	

# 令和6年度清掃センター定期点検整備工事

## 粗大ごみ処理施設設備フロー図



### 主な定期点検整備工事対象設備

- 1 破碎設備
  - ① 衝撃破碎機
  - ② 衝撃破碎機用ホイス

議案第44号

工事請負契約について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 清掃センター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事                                     |
| 2 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 契約金額   | 12億7,050万円  |
| 4 契約の相手方 | 東京都品川区大崎一丁目5番1号大崎センタービル<br>日鉄エンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長 石 倭 行人 |
| 5 工事期間   | 契約の日から令和8年3月31日まで   |

提案理由

清掃センター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

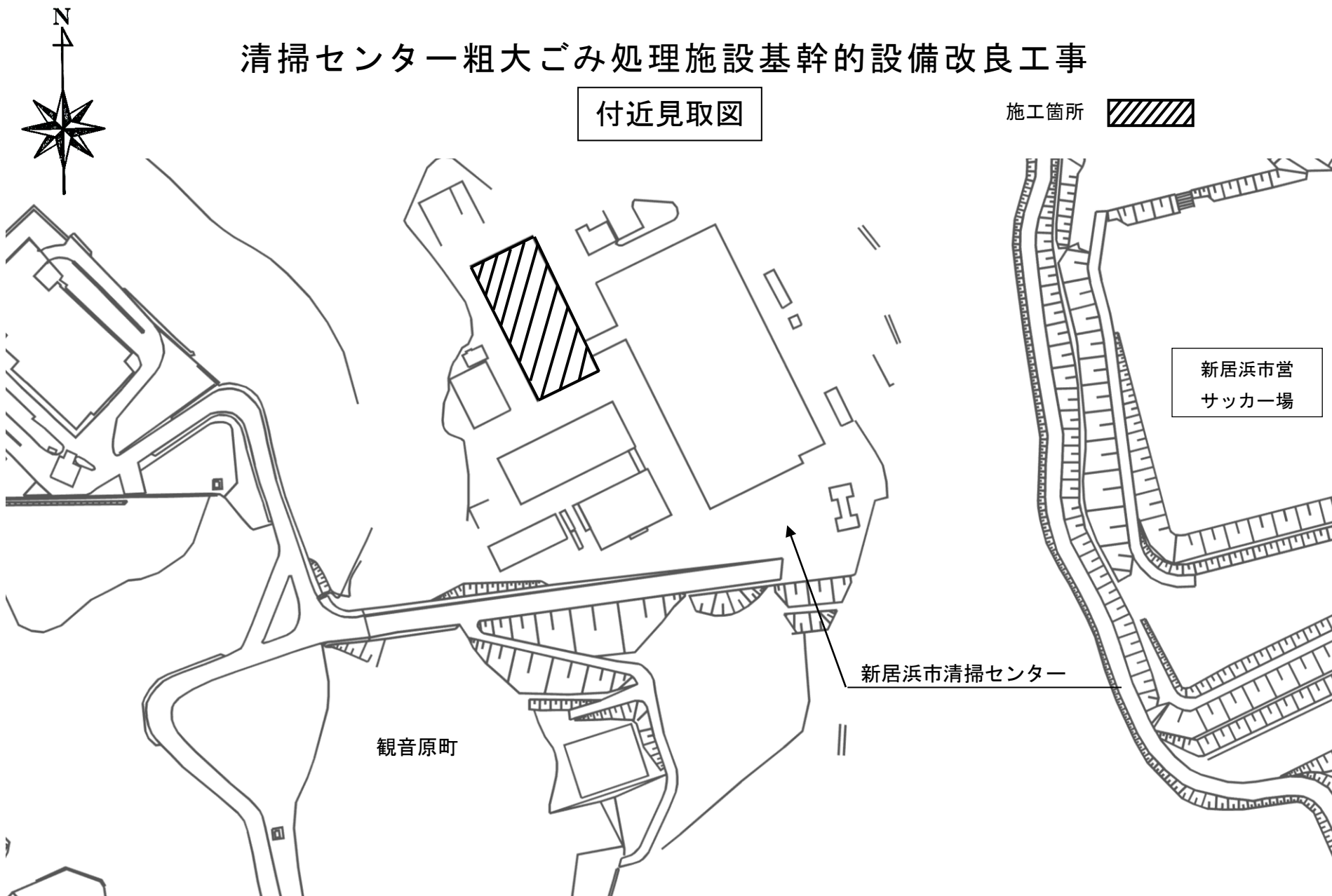
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

# 清掃センター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事

付近見取図

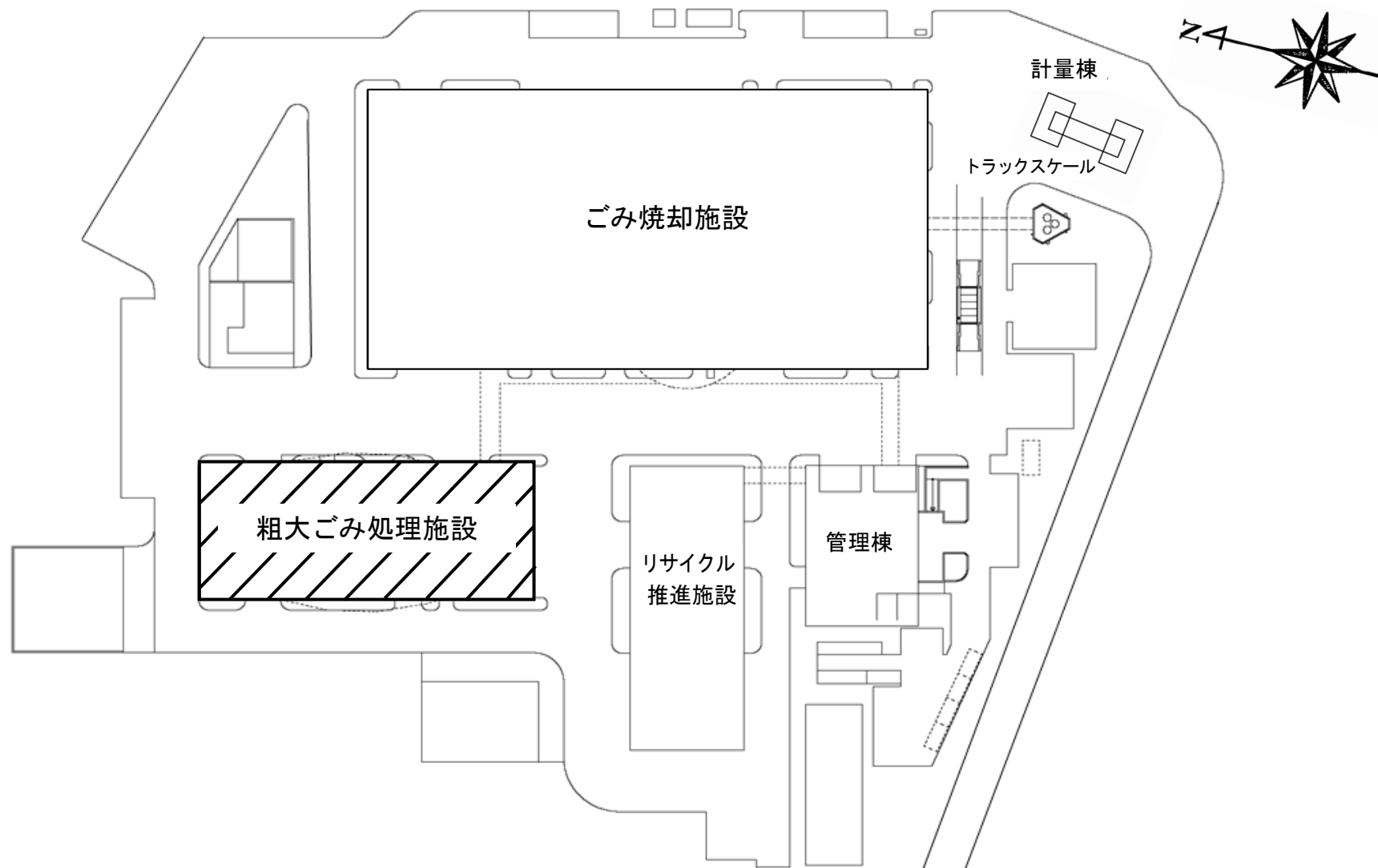
施工箇所 





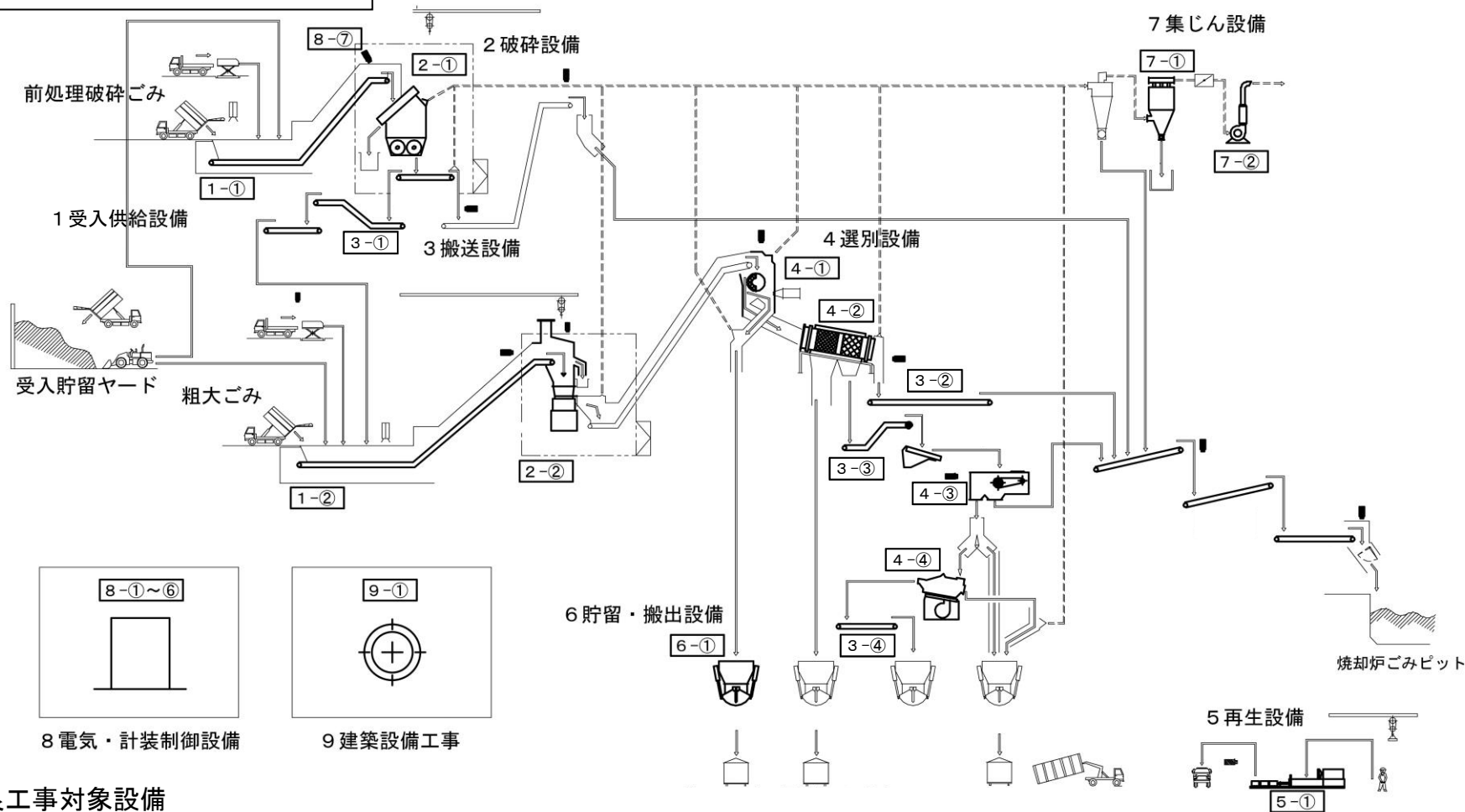
# 清掃センター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事

清掃センター平面図



# 清掃センター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事

粗大ごみ処理施設設備フロー図



## 改良工事対象設備

<b>1 受入供給設備</b> ①前処理破碎ごみ供給コンベヤ ②粗大ごみ供給コンベヤ  <b>2 破碎設備</b> ①せん断破碎機 ②衝撃破碎機	<b>3 搬送設備</b> ①粗破碎物コンベヤ ②可燃物コンベヤ ③選別機投入コンベヤ ④銅その他金属搬送コンベヤ	<b>4 選別設備</b> ①磁選機 ②回転式選別機 ③アルミ選別機 ④比重差選別機	<b>5 再生設備</b> ①金属プレス機  <b>6 貯留・搬出設備</b> ①鉄貯留ホツパ	<b>7 集じん設備</b> ①バグフィルタ ②排風機	<b>8 電気・計装制御設備</b> ①高圧受電盤 ②衝撃破碎機起動盤 ③プラント動力盤 ④建築動力配電盤 ⑤照明配電盤 ⑥中央操作盤 ⑦ITVカメラ	<b>9 建築設備工事</b> ①照明設備
--	---	--	---	-----------------------------------	--	--------------------------

議案第45号

工事請負契約について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 清掃センターリサイクル推進施設基幹的設備改良工事                        |
| 2 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 契約金額   | 3億8,500万円                                       |
| 4 契約の相手方 | 大阪府大阪市北区小松原町2番4号<br>メタウォーター株式会社 関西営業部<br>部長 田沼剛 |
| 5 工事期間   | 契約の日から令和8年3月31日まで                               |

提案理由

清掃センターリサイクル推進施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

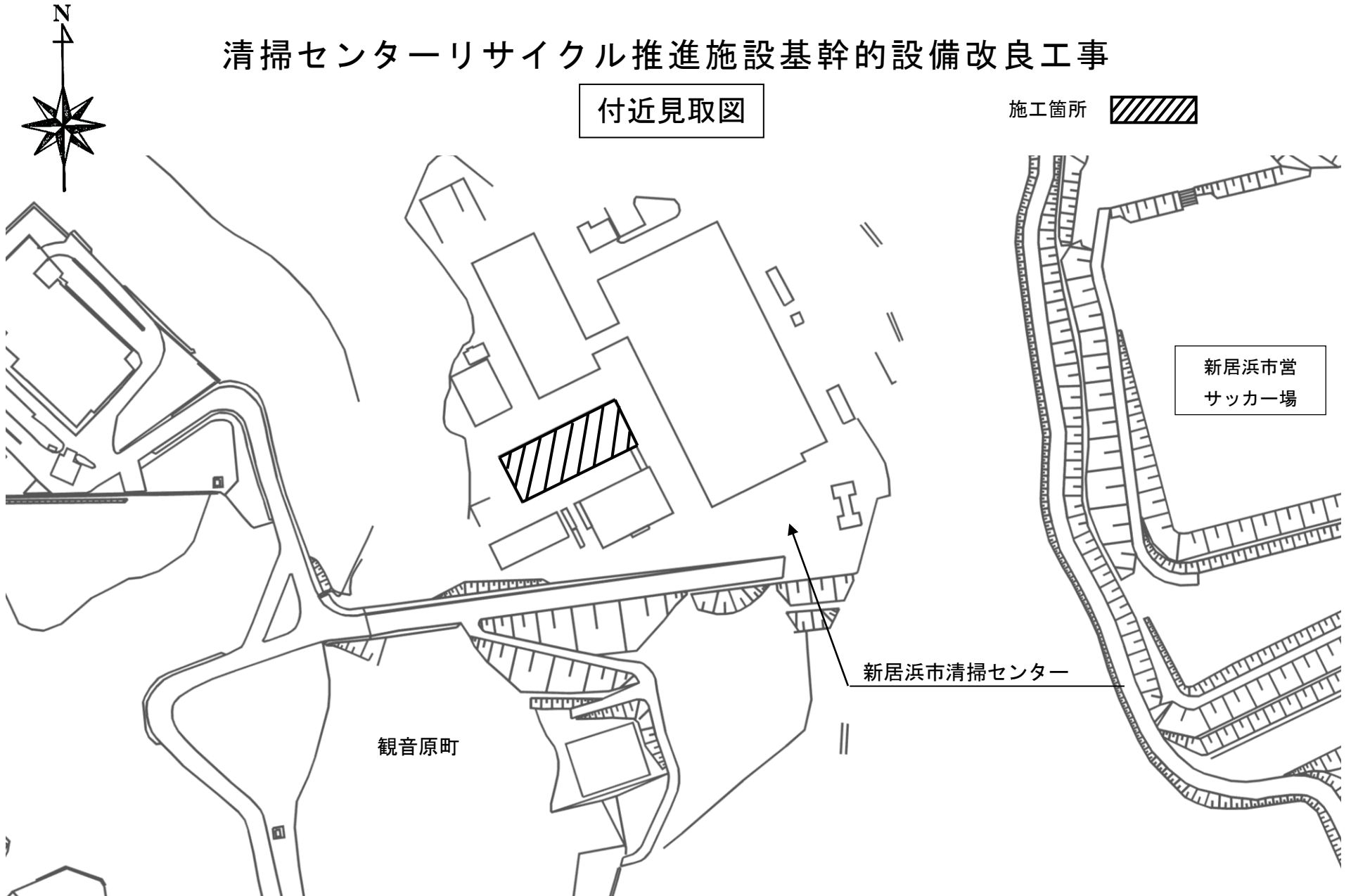
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

# 清掃センターリサイクル推進施設基幹的設備改良工事

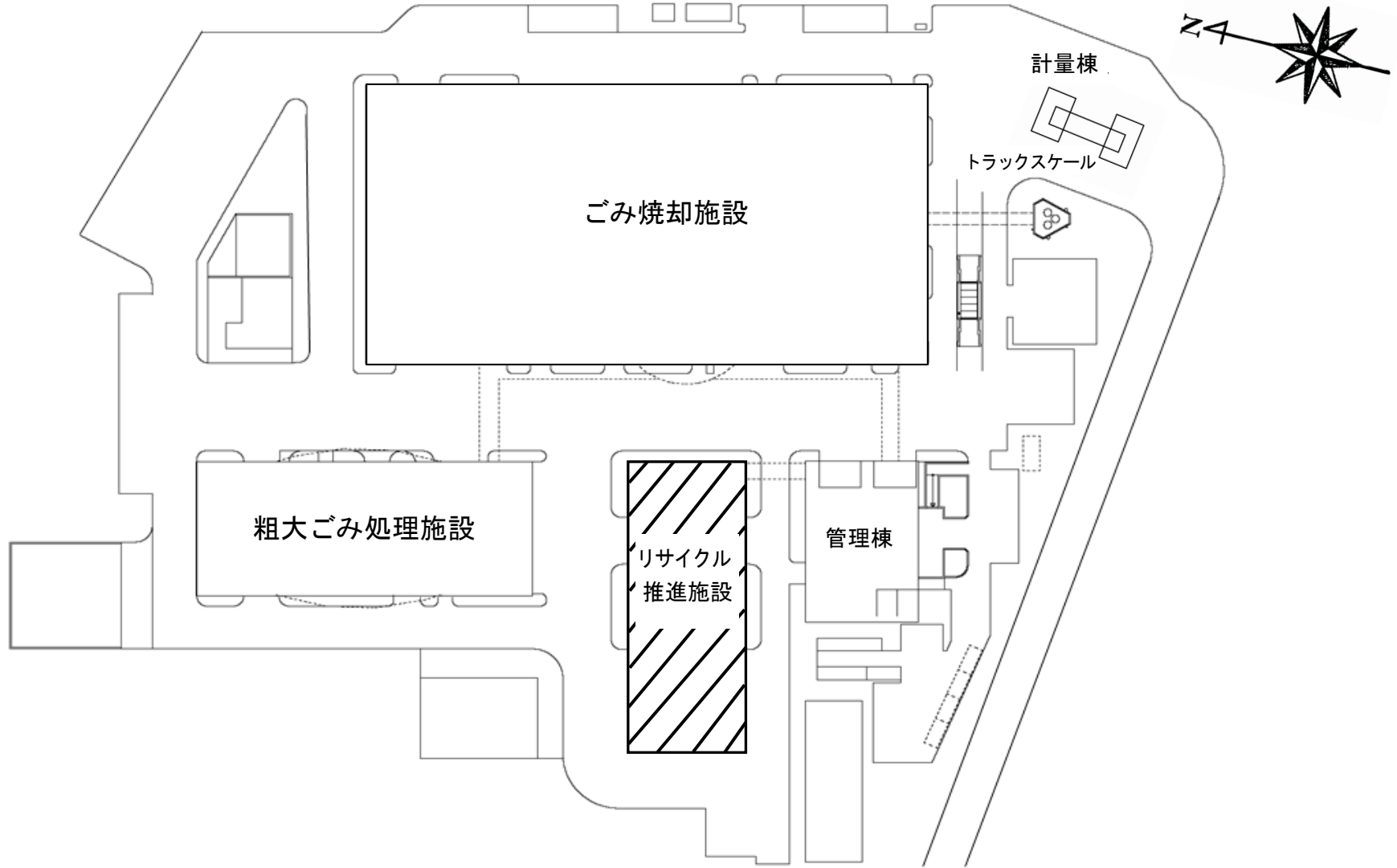
付近見取図

施工箇所 



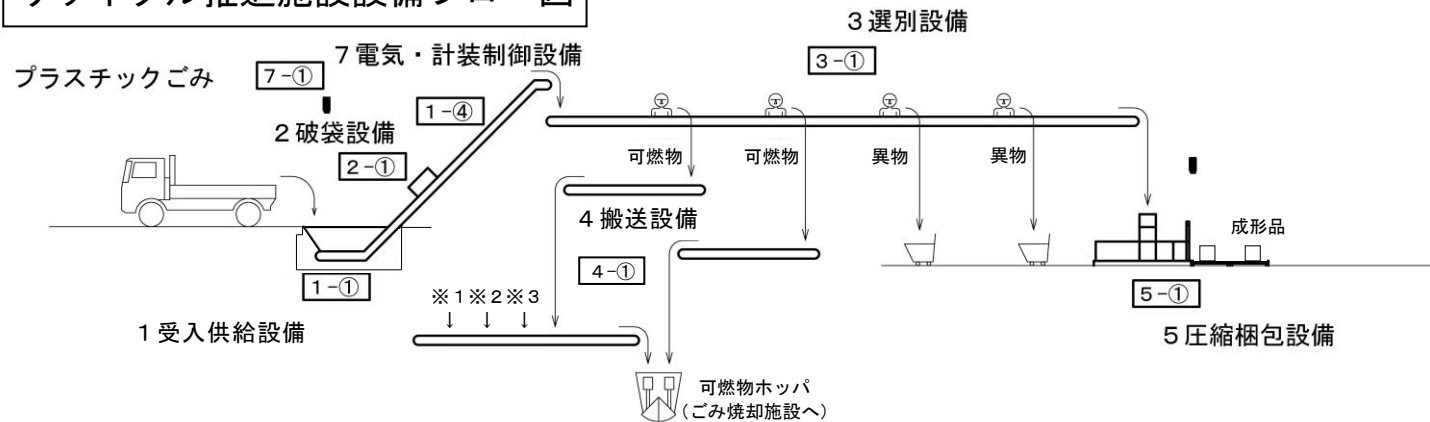
# 清掃センターリサイクル推進施設基幹的設備改良工事

清掃センター平面図

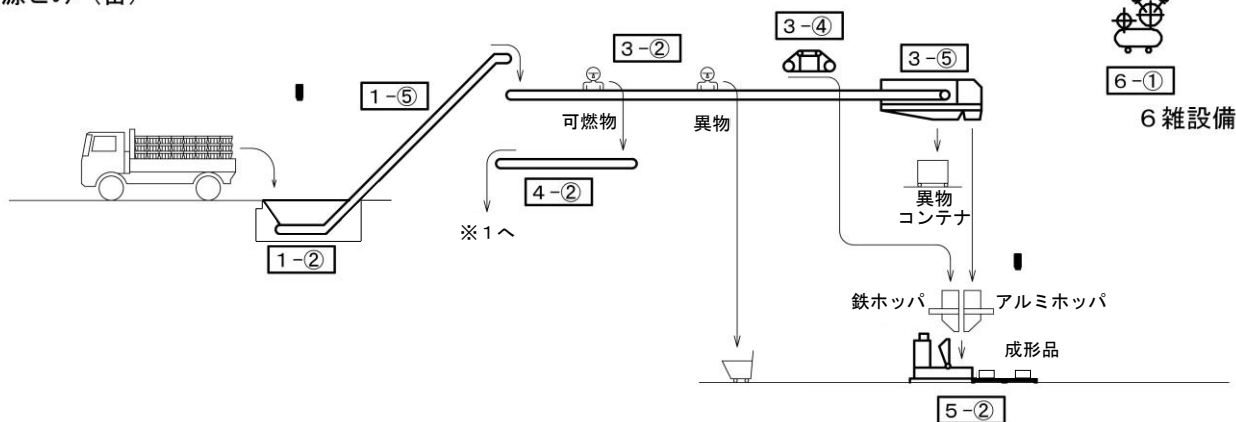


# 清掃センターリサイクル推進施設基幹的設備改良工事

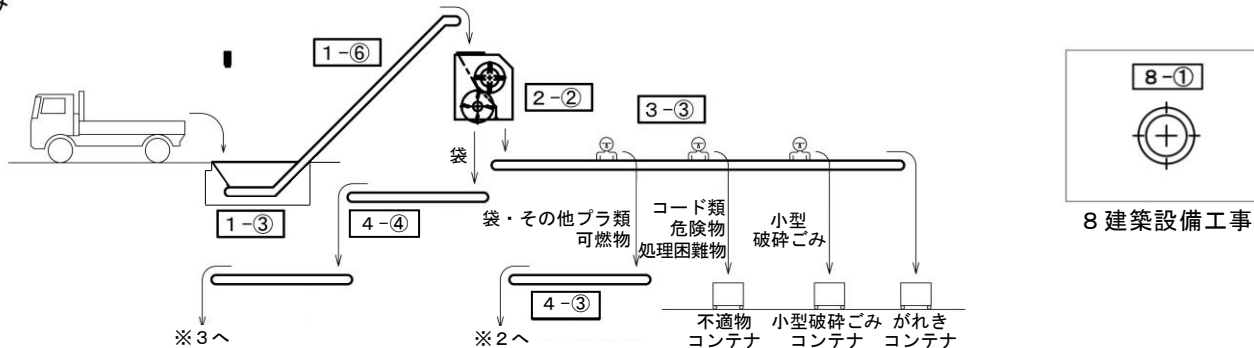
## リサイクル推進施設設備フロー図



### 資源ごみ (缶)



### 不燃ごみ



## 改良工事対象設備

- 1 受入供給設備
  - ①プラスチックごみ受入ホッパ
  - ②資源ごみ(缶)受入ホッパ
  - ③不燃ごみ受入ホッパ
  - ④プラスチックごみ供給コンベヤ
  - ⑤資源ごみ(缶)供給コンベヤ
  - ⑥不燃ごみ供給コンベヤ
- 2 破袋設備
  - ①破袋機
  - ②破袋・除袋機
- 3 選別設備
  - ①プラスチックごみ手選別コンベヤ
  - ②資源ごみ(缶)手選別コンベヤ
  - ③不燃ごみ手選別コンベヤ
  - ④磁気選別機
  - ⑤アルミ選別機
- 4 搬送設備
  - ①可燃物搬送コンベヤ(プラスチックごみ)
  - ②可燃物搬送コンベヤ(資源ごみ(缶))
  - ③可燃物搬送コンベヤ(不燃ごみ)
  - ④その他プラ搬送コンベヤ
- 5 圧縮梱包設備
  - ①プラスチック圧縮梱包機及び結束機
  - ②金属圧縮成形機
- 6 雑設備
  - ①空気圧縮機
- 7 電気・計装制御設備
  - ①ITVカメラ・モニタ
- 8 建築設備工事
  - ①照明設備

## 議案第46号

### 新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、新居浜市、西条市及び四国中央市における消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、次のとおり規約を定め、協議会を設置する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

### 新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会規約

#### （協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

#### （協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

#### （協議会を設ける市）

第3条 協議会は、新居浜市、西条市及び四国中央市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

#### （協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係市が共同で設置する消防指令に係る施設の整備及び運営に関す



る事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市消防防災合同庁舎内に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長、副会長2人及び委員9人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長は、新居浜市消防本部消防長の職にある者をもって充て、副会長は、西条市消防本部消防長の職にある者及び四国中央市消防本部消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第8条 委員は、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

（職員）

第10条 担当事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議により、これを定める。

2 会長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ関係市の消防長の推薦に基づき、選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、関係市の消防長と協議の上、これを解任することができる。

（事務処理のための組織）

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理す

るために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長及び委員の総数の半数以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、会長、副会長及び委員の総数の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議によりこれを定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会が担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、担当事務に関する新居浜市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を関係市の条例等とみなして、担当事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 新居浜市長は、担当事務に係る新居浜市の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を西条市長及び四国中央市長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担当事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市が協議して別に定める負担割合によるものとする。

3 西条市及び四国中央市は、第1項の規定による負担金を新居浜市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担当事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する新居浜市の条例等を関係市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を定めることができる。

附 則

この規約は、令和6年7月9日から施行する。

提案理由

新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会を設置することについて西条市及び四国中央市と協議するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 （省 略）

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 （省 略）

議案第47号

新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1

号イ」に改める。

（新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第2条** 新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第48号

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「によるひとり親家庭等に対する」を「による」に改め、同項を同表4の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2	市長	新居浜市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第7号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例（昭和49年条例第9号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報又は新居浜市子ども医療費助成条例、新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例若しくは新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例による医療費の助成に関



		する情報であって規則で定めるもの
4 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	新居浜市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務で	医療保険給付関係情報又は新居浜市重度心身障がい者医療費助成条

	あつて規則で定めるもの	例若しくは新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
9 市長	新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は新居浜市子ども医療費助成条例若しくは新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
10 市長	新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は新居浜市子ども医療費助成条例若しくは新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの

**第2条** 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

国民健康保険法等の一部が改正され、健康保険証が廃止されることに伴い、子ども医療費及び重度心身障がい者医療費の助成に関する事務における個人番号の利用範囲を定めるため、並びに生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が、個人番号の利用が可能な準法定事務に定められたことに伴い、独自利用事務から当該事務を除く等のため、本案を提出する。

議案第49号

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する  
条例

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年条例第44号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「87,510人」を「86,600人」に、「51,400立  
方メートル」を「61,100立方メートル」に改める。

別表第2中「坂井町三丁目の一部」を「坂井町三丁目」に、「東田二丁目の一部」を  
「東田二丁目の一部、東田三丁目の一部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新居浜市公共下水道事業計画及び新居浜都市計画下水道の変更に伴い、企業経営にあ  
たっての基本的事項である排水区域、排水人口及び最大処理能力を変更するため、本案

を提出する。

議案第50号

## 令和6年度 新居浜市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,130,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月10日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		7,835,263	255,276	8,090,539
	1. 国庫負担金	6,587,249	46,508	6,633,757
	2. 国庫補助金	1,227,287	208,768	1,436,055
16. 県支出金		3,719,021	600	3,719,621
	2. 県補助金	706,605	600	707,205
19. 繰入金		1,422,022	86,136	1,508,158
	1. 基金繰入金	1,422,022	86,136	1,508,158
21. 諸収入		1,693,232	153,090	1,846,322
	4. 雑入	792,457	153,090	945,547
22. 市債		4,859,500	179,400	5,038,900
	1. 市債	4,859,500	179,400	5,038,900
歳入合計		51,456,179	674,502	52,130,681

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,809,498	35,638	4,845,136
	1. 総務管理費	3,947,219	33,297	3,980,516
	3. 戸籍住民基本台帳費	281,214	2,341	283,555
3. 民生費		21,353,543	12,120	21,365,663
	1. 社会福祉費	10,462,708	638	10,463,346
	2. 児童福祉費	8,742,363	11,482	8,753,845
4. 衛生費		3,883,506	277,205	4,160,711
	1. 保健衛生費	1,182,672	277,205	1,459,877
8. 土木費		5,070,357	306,039	5,376,396
	1. 土木管理費	386,930	2,547	389,477
	2. 道路橋りょう費	958,566	124,502	1,083,068
	5. 都市計画費	2,142,542	86,700	2,229,242
	6. 住宅費	1,320,283	92,290	1,412,573
	10. 教育費		6,618,542	43,500
	2. 小学校費	767,753	43,500	811,253
歳出合計		51,456,179	674,502	52,130,681

歳入歳出予算補正

( 歳出 )

千 円

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本整備事業	千円 436,600	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年 3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 616,000	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	4,859,500	—	—	—	5,038,900	—	—	—



## 令和6年度 新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入の補正)

第2条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 196,831千円は、過年度分損益勘定留保資金112,325千円、当年度分損益勘定留保資金4,655千円、減債積立金10,000千円、建設改良積立金50,000千円、当年度分消費税資本的収支調整額19,851千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 165,731千円は、過年度分損益勘定留保資金85,880千円、減債積立金10,000千円、建設改良積立金50,000千円及び消費税資本的収支調整額19,851千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	82,810 千円	31,100 千円	113,910 千円
第3項 国庫支出金	0 千円	31,100 千円	31,100 千円

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

## 令和6年度 新居浜市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,442,459千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,573,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月10日 提出

新居浜市長 石川 勝 行



千円

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		21,365,663	1,442,459	22,808,122
	1. 社会福祉費	10,463,346	1,442,459	11,905,805
歳出合計		52,130,681	1,442,459	53,573,140

歳入歳出予算補正

(歳出)

千円

議案第53号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和6年6月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の物件  | 新居浜市学校給食センターコンテナ洗浄機一式                    |
| 2 取得の目的  | 老朽化したコンテナ洗浄機等の厨房機器を更新し、適正な学校給食の実施を図るため   |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札                                   |
| 4 取得価格   | 4,048万円                                  |
| 5 契約の相手方 | 松山市余戸東一丁目10番地<br>四国厨房株式会社<br>代表取締役 宮田 幸重 |

提案理由

新居浜市学校給食センターコンテナ洗浄機一式を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら  
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買  
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係  
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第54号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和6年6月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の物件  | 小型動力ポンプ付水槽車  |
| 2 取得の目的  | 市内全域における防災を主目的とし、山林火災をはじめ各種災害に至るまで、幅広い災害に迅速に対応するため |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 取得価格   | 8,272万円  |
| 5 契約の相手方 | 松山市西垣生町815番地の2<br>株式会社音次商会<br>代表取締役 中矢 誠二          |

提案理由

小型動力ポンプ付水槽車を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら  
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買  
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係  
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



議案第55号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和6年6月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得の物件  | 水槽付消防ポンプ自動車   |
| 2 取得の目的  | 市内全域における防災を主目的とし、建物火災をはじめ各種災害に至るまで、幅広い災害に対して放水消火活動等を円滑に実施するため |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 取得価格   | 7,634万円   |
| 5 契約の相手方 | 松山市大手町一丁目10番地1<br>株式会社岩本商会<br>代表取締役 仙波 誉子                     |

提案理由

水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら  
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買  
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係  
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第56号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和6年6月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得の物件  | 消防ポンプ自動車  |
| 2 取得の目的  | 市内全域における防災を主目的とし、建物火災をはじめ各種災害に至るまで、幅広い災害に対して放水消火活動等を円滑に実施するため |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 取得価格   | 5,214万円   |
| 5 契約の相手方 | 松山市大手町一丁目10番地1<br>株式会社岩本商会<br>代表取締役 仙波 誉子                     |

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら  
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買  
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係  
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第57号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和6年6月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の物件  | 高規格救急自動車                                       |
| 2 | 取得の目的  | 市内全域における救急活動を主目的とし、傷病者に対する迅速かつ的確な救急処置を実施するため   |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 | 取得価格   | 1,845万9,850円                                   |
| 5 | 契約の相手方 | 新居浜市萩生1189番地6<br>愛媛日産自動車株式会社新居浜萩生店<br>店長 中村 英樹 |

提案理由

高規格救急自動車を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら  
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買  
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係  
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。